

札幌市景観まちづくり助成金交付要綱

平成13年（2001年）3月8日

市民まちづくり局長 決裁

改正 平成20年（2008年）4月15日

改正 平成25年（2013年）4月 1日

改正 平成29年（2017年）4月 1日

改正 令和 2年（2020年）4月15日

改正 令和 5年（2023年）4月 1日

改正 令和 7年（2025年）4月 1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市景観条例（平成19年12月13日条例第54号。以下「条例」という。）第44条第2項の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与する活動に対して助成することに関し、必要な事項を定める。

（助成の要件）

第2条 この要綱による助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす活動に対して交付するものとする。

- （1） 3人以上の市民（札幌市市民自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条に定める市民をいう。）で構成されている団体が行う活動であること。
- （2） 札幌市内で行われる活動であること。
- （3） 交付申請を行う年度内に完了し、札幌市景観まちづくり助成金活動完了報告書（様式9）を提出できる活動であること。

（助成対象）

第3条 この要綱による助成対象は、次の各号のいずれかに該当する公益的な活動とする。

- （1） 土地、建築物等の現況を踏まえた景観上の課題等の把握又はその解決に向けた検討、取組等を行う活動
 - （2） 良好な景観の形成に関する市民の意識の醸成が期待できると認められる活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象としない。
- （1） 市民の財産権の不当な侵害につながるおそれのある活動

- (2) 私人間の係争に係る活動
- (3) 内容が親睦・住民交流のみである活動
- (4) 本市から他の助成金を受ける活動
- (5) 特定の政治的主張、宗教の普及又は営利の追求を主たる目的として行われる活動
- (6) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与する活動
- (7) その他市長が適当でないと認める活動

（助成対象経費）

第 4 条 助成の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「助成対象経費」という。）は、前条の活動に必要な経費のうち別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条の交付決定を受ける日以前に支出される経費は対象としない。

（助成金額）

第 5 条 助成金額は、次の各号のとおりとし、交付申請を行う団体（以下「申請者」という。）が活動状況に応じていずれかを選択するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

（1） 定額助成金

助成対象経費の合計額以内とし、5 万円を限度とする。

（2） 定率助成金

助成対象経費の合計額の 3 分の 2 以内とし、30 万円を限度とする。

（助成の回数）

第 6 条 助成金の交付は、1 申請者につき当該年度中は 1 回とし、同一の活動に対して、延べ 3 回を限度とする。ただし、申請者が行おうとする活動が、次の各号のいずれかに該当するときは、延べ 5 回を限度とする。

（1） 条例第 42 条の 5 に規定する景観まちづくり推進区域内の活動

（2） 条例第 42 条の 14 に規定する地域景観まちづくり団体が当該地域景観まちづくり団体の対象地区内で行う活動

（助成金の交付申請）

第 7 条 申請者は、活動開始前までに札幌市景観まちづくり助成金交付申請書（様式 1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、定率助成金を申請する場合は、活動を行う年度の 5 月末日までに提出しなければならない。

ない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

- (1) 活動計画書（様式 2）
- (2) 収支予算書（様式 3）
- (3) 団体の概要（様式 4）
- (4) 誓約書（様式 5）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条による申請を受けたときは、これを審査し、活動の目的及び内容並びに申請金額の算定が適正であると認めたときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、札幌市景観まちづくり助成金交付決定通知書（様式 6）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、交付決定にあたり必要があるときは、この要綱に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において交付条件を付することができる。

（活動の変更及び中止）

第 9 条 前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成対象者」という。）は、交付決定を受けた活動（以下「助成対象活動」という。）の内容を変更、又は活動を中止しようとするときは、直ちに札幌市景観まちづくり助成金変更交付申請書（様式 7）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、必要に応じて助成金交付決定額を変更し、札幌市景観まちづくり助成金変更交付決定通知書（様式 8）により助成対象者に通知する。

（状況報告及び調査）

第 10 条 市長は、必要と認める場合は、助成対象活動の執行状況及び経費の収支の状況について、助成対象者から報告を求め、実地調査を行うことができる。

- 2 助成対象者は、前項の規定による報告の請求等があった場合は、速やかに報告を行い、実地調査に協力しなければならない。

（活動完了報告）

第 11 条 助成対象者は、助成対象活動の完了の日から 1 か月以内又は活動を実施した年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、札幌市景観まちづくり助成金活動完了報告書（様式 9）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（様式 10）
- (2) 収支決算書（様式 11）

(3) 助成対象経費に係る領収証

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成対象者のうち、概算交付を受けた団体は、完了報告を行う際に、札幌市景観まちづくり助成金精算書（様式 12）を市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定により提出された報告書等の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、札幌市景観まちづくり助成金額確定通知書（様式 13）により助成対象者に通知する。

（助成金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による助成金額確定の通知後、速やかに助成金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請の際に申請者から申出があった場合には、定率助成金に限り、交付予定額の 3 分の 1 以内の額で、一括又は分割して事前に概算額を交付（以下「概算交付」という。）することができる。ただし、あらかじめ準備資金が必要となる性質の活動であって、申請者の資金力からみて、その支出が困難と認められる等の場合に限る。
- 3 助成金の交付は、原則、助成対象者の代表者名義の銀行口座への振込によって行うが、別の口座を希望する場合は、助成対象者の代表者の委任状（様式 14）を札幌市景観まちづくり助成金活動完了報告書（様式 9）に添付すること。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し又は助成金交付額の減額をすることができる。

(1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき

(2) この要綱の規定又は助成金の交付決定に付した条件に違反したとき

(3) 助成対象活動以外の使途で助成金を使用したとき

(4) 助成対象活動に関連する契約その他資金等を提供することとなる役務（以下「契約等」という。）を受ける相手方が、第 3 条第 2 項第 6 号に該当することを知らながら、当該者との契約等の締結をしたと認められるとき

(5) 助成対象者が、第 3 条第 2 項第 6 号に該当する者を、助成対象活動に関連する契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が助成対象者に対して当該契約等の解除を求め、助成対象者がこれに従わなかったとき

(6) その他市長が必要と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し又は助成金交付額の減額をするとき

は、札幌市景観まちづくり助成金交付決定取消通知書（様式 15）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、札幌市景観まちづくり助成金返還命令書（様式 16）により、期限を定めてその返還を命ずる。

- （１） 第 9 条第 2 項の変更交付決定をした場合において、概算交付額が変更後の助成金額を超えるとき
- （２） 第 12 条の助成金額の確定をした場合において、概算交付額が確定後の助成金額を超えるとき
- （３） 前条により助成金交付決定を取消した場合において、既に助成金を交付（概算交付を含む。）しているとき
- （４） 前条により助成金額を減額した場合において、既に交付した助成金（概算交付を含む。）が減額後の助成金額を超えるとき

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付事務の取扱に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 13 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱は平成 20 年 4 月 15 日から施行する。
- 3 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は令和 2 年 4 月 15 日から施行する。
- 6 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

助成対象経費の科目	内 容
謝 礼 金	研修、講演等に係る講師、技術的助言を受けるための専門家等に対する謝礼。ただし、交付申請を行う団体の構成員に対し支払われるものは対象としない。
消耗品費	消耗品の購入費
印 刷 費	パンフレット・チラシ等の広報物、報告書その他資料の印刷費、複写費
資 料 費	図書・文献・資料等の購入費
通 信 費	ハガキ・切手等の郵便料
保 険 料	傷害等の保険料
使 用 料	会議室・会場の使用料、物品の賃借料
そ の 他	市長が適当と認める経費

(注) 飲食、財産取得に係る経費、交付申請を行う団体の運営経費、給与等の人件費、その他市長が不適当と認めた経費は助成対象外とする。